

千代田区立学校（園）長 各位

千代田区教育委員会
教育長 堀米 孝尚
(公印省略)

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省より通知のあったとおり、新型コロナウイルス感染症は、本年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に移行することを受け、区立学校（園）においては、下記の対応方針に基づき、従来の感染症対策の見直しを行い、児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、学校の実情に応じた対応をお願いします。

記

1. 感染症対策について

(1) ガイドラインの運用について

千代田区教育委員会が策定した「千代田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策等ガイドライン」は廃止とする。あわせて、水道でのうがい及び冷水機の利用を可とする。

(2) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症対策としての、家庭での検温結果を毎日学校に提出するといった児童生徒の健康状態の把握は不要とする。

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じるとともに、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導をおこなうこと。

2. 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(1) 新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加

新型コロナウイルス感染症が第二種に移行されたことを受け、千代田区教育委員会作成の「出席停止のお知らせ（出席停止解除願い）」の一部修正を行う。

(2) 出席停止の期間の基準の設定について

第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする。

- ・ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと
- ・ 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状

が軽快した日の翌日から起算すること

- ・ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと
- ・ 施行規則第 19 条第 2 号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと
- ・ 令和 5 年 5 月 8 日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は改正後の出席停止の期間の基準が適用されること

(3) 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われな
いこと等を踏まえ、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等、学校
で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食
を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、
直ちに出席停止の対象とする必要はない。

(4) 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すこ
とができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導
要録上、「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能とする。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが
高い児童生徒等について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合
についても、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合な
どで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」
の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。

なお、幼稚園等については、備考欄等に「非常変災等幼児又は保護者の責任に帰すことができな
い事由で欠席した場合などで、園長（又は校長）が出席しなくてもよいと認めた日」として、幼
稚園等に出席しなかった日数を記載することも可能である。

(担当)

【学校保健に関すること】

学務課学校運営係

内線 7 3 5 0

【教育活動に関すること】

指導課指導主事

内線 7 3 7 1

【その他に関すること】

子ども総務課子ども総務係

内線 7 0 7 0